

退職手当支給条例施行規則の改正内容

1 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る新たな特例措置制度の関係規定の設置(第9条第2項、様式第35号)

(1) 内 容 ・ 新たな特例措置制度の適用申請手続きを第9条第2項として設けた。

「組合市町村等の長は、勸奨を受けて退職した者に対する条例附則第20項に規定する退職手当の基本額の特例の適用を申請するときは、退職手当の基本額の特例適用申請書を提出するものとする。」

・ 様式第35号として適用申請様式を設けた。

(2) 施行日 平成19年2月16日

2 一部様式の改正(様式第1号、第4号、第10号)

- (1) 内 容
- ・ 様式第1号「職員報告書」
育児休業に係る子の生年月日の記入欄を設けた。
 - ・ 様式第4号「職員の給料額及び氏名変更届」
適用される給料表、 給される級号給及び給料の調整額等の記入欄を設けた。
 - ・ 様式第10号「履歴書」
様式全部を改め、項目別に記入する様式とした。
- (2) 施行日 平成19年4月1日